

官民データ活用基本法に基づく「山梨県ICT・データ活用推進計画(仮称)」(素案)概要版

I 背景

- 情報通信技術を巡る社会情勢
- 国の施策等の動向
 - ・国のICT戦略
 - ・目指すべき未来の姿「超スマート社会(Society 5.0)」
 - ・官民データ活用推進基本法の制定
- 本県の状況

II 計画の目的

- 5GやAI・ビッグデータ・IoT、本県が保有するデータ等の適正かつ効果的な利活用を通じて、県民の利便性の向上、行政事務の効率化を図ることで、本県が目指すべき姿「一人ひとりが豊かさを実感できるやまなしの実現」に寄与する

III・IV 位置付けと計画期間

- 官民データ活用推進基本法に基づく都道府県計画
- 総合計画と整合を図り、その部門計画とする
- 計画期間も総合計画と合わせる
- 毎年見直しを行い施策内容の充実を図る

V 推進体制

- (庁内)山梨県情報化推進本部を活用
- (庁外)民間企業や市町村と連携が必要な取組は、山梨県地域ICT推進協議会を活用

VI 施策展開に当たっての基本的な考え方

- 1 個人情報保護と情報セキュリティの確保
- 2 人材育成
- 3 国の施策との整合性の確保

VII 施策の基本的な方針

- 1 行政手続のオンライン化原則への対応【基本法第10条関係】
- 2 オープンデータの推進【基本法第11条関係】
- 3 情報システムの標準化・業務の見直し【基本法第15条関係】
- 4 5G(第5世代移動通信方式)の利活用推進
- 5 市町村による自治体クラウド導入の推進【基本法第15条関係】
- 6 マイナンバーカードの普及・活用【基本法第13条関係】
- 7 利用の機会等の格差の是正等【基本法第14・17・18条関係】
- 8 その他ICT利活用施策の推進【基本法第16・18条関係】

VIII 本計画の成果指標等

IX 個別施策

- 基本的な方針に基づき、現状・課題及び具体的な施策内容を整理

【個別施策の主な内容】

1 行政手続のオンライン化原則への対応

- 行政手続のオンライン化原則に基づき、オンライン利用をさらに進めるとともに、業務フローを検証し、行政運営の効率化を実現
- また、添付書類の提出不要化、ワンストップサービスの推進に取り組み、県民・企業の利便性を向上

2 オープンデータの推進

- 県や市町村が保有するデータのオープンデータ化の推進及び利活用の促進により、諸課題の解決・地域経済の活性化

3 情報システムの標準化・業務の見直し

(1) 情報システムの最適化

- 情報システムのコスト適正化、効率化及び安定稼働を継続して推進するため、パソコン・サーバを取り巻く運用環境の変化に対応しつつ、システムライフサイクルを踏まえたシステムの見直しの徹底、業務継続性や情報セキュリティの確保等を推進

(2) AI・RPA等を活用した業務の効率化

- 生産年齢人口が減少する中、限られた財源と人的資源を地域住民への行政サービス向上に資する業務に振り向けるため、様々な業務プロセスについて、自動化・省力化できる部分を抽出し、AI・RPAの導入を進め、業務効率化を推進

(3) テレワーク等の導入による働き方改革の推進

- テレワーク(在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス)の導入により、労働生産性向上、働き方改革を推進

4 5G(第5世代移動通信方式)の利活用推進

- 5Gの県内におけるエリア展開の推進、5G(ローカル5Gを含む)の県内における利活用の推進

5 市町村による自治体クラウド導入の推進

- 県内市町村による基幹システムの共同化を行う自治体クラウドを推進

6 マイナンバーカードの普及・活用

- マイナンバーカードは安心安全なデジタル社会を実現する上での基盤。「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、行政や民間サービスにおける利活用を推進

7 利用の機会等の格差の是正等

- JR中央線トンネルにおける携帯電話等の利用できない区間の早期解消等
- 防災拠点等におけるWi-Fi環境の運用
- 情報セキュリティ意識の普及、高齢者、障害者、青少年等へのICT利活用の支援
- 高度なICT人材の育成

8 その他ICT利活用施策の推進

- 各部局で取り組むネットワーク、AI、IOTなどの利活用施策を推進

Ⅶ. 施策の
基本的な方針

現状と課題

具体的な
個別施策

Ⅵ. 施策展開に当たっての基本的な考え方

「個人情報保護・情報セキュリティ確保」
「人材育成」
「国の施策との整合性確保」